

会 議 録 （要旨）		
会議の名称	令和6年度 第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	
日 時	令和7年3月13日（木）午前10時から11時40分まで	
場 所	瀬戸市役所 庁議室	
出席委員 (敬称略)	【委員長】 宇都宮 みのり	(愛知県立大学 教育福祉学部)
	【委員長職務代理】 池戸 智美	(特定非営利活動法人 ハッピーリング)
	成田 孝男	(瀬戸公共職業安定所)
	小倉 奈保	(瀬戸市教育部 学校教育課)
	榎本 博文 (代理：永瀬)	(尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト)
	水野 大介	(公立陶生病院 医療ソーシャルワーク室)
	中島 史恵	(瀬戸市健康福祉部 児童発達支援センター)
	荻原 剛	(社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会)
	近藤 幸市	(瀬戸市民生委員児童委員協議会)
	中島 正二	(当事者)
参 加 者	川上 雅也	(NPO法人サポート&ケア)
	森 寛之	(瀬戸市障がい者相談支援センター)
	藤掛 順子	(同上)
欠席委員	涌田 裕一	(愛知県瀬戸保健所 健康支援課)
	住田 敦子	(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター)
事 務 局	健康福祉部社会福祉課 課長 長谷川 さと美、課長補佐 林 てるみ 専門員兼福祉係長 高田 裕司、福祉係主査 下園 千早 福祉係主任 小林 由佳、廣瀬 冴香	
傍 聴 者	なし	
議事内容		
開 会		
事務局	(あいさつ)	
委員長	お忙しい中お集まりくださいますして誠にありがとうございます。 本日の議題は、協議事項が1件、報告事項が3件となっております。昨年度皆さまからご意見をいただきました策定されました「瀬戸市障害者福祉基本計画」のうち、「瀬戸市障害福祉計画（第7期）」及び「瀬戸市障害児福祉計画（第3期）」の令和6年度時点での中間評価に関する協議を行いたいと思います。 皆さまどうぞよろしくお願いいたします。	
1 協議事項 瀬戸市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の中間評価について【資料1－1、1－2】		
委員長	それでは、次第1につきまして、「瀬戸市障害福祉計画（第7期）」及び「瀬戸市障害児福祉計画（第3期）」の中間評価について、事務局より説明をお願いいたします。	
事務局	(説明)	

委員長	ありがとうございました。 評価シートの様式を新たに工夫して作成されており、非常に見やすく評価しやすくなっていると思います。 令和8年度末での目標について、現在の位置づけ把握し、それが毎年蓄積されていきますので、年度ごとの比較がしやすくなっています。また、数値では評価できない活動も多くありますが、それらは文章で記載されているというところです。 それでは、皆さまからご意見、ご質問をいただきたいと思います。記載内容に対するご質問と、今回は中間評価になりますので、今年度評価に対するご意見や、次年度以降に向けた改善に関する建設的なご意見をいただけたらと思います。 それぞれのお立場から、お気づきになられたことがありましたらお願いいたします。
委員	成果目標⑤「相談支援体制の充実・強化等」のところに關してです。 月に一度、主催している当事者サークルの集まりがあり、基幹相談支援センターの方にご参加いただきたいというお願いを以前からしておりました。昨年10月にセンター長に来ていただくことが叶いまして、それは大変喜ばしく感謝しているのですが、私としてはぜひ全ての相談員の方にもご参加いただきたいと思っていました。 しかし、この評価シートにも記載があるとおり、とても忙しく大変な事務量をこなされているという事情をお聞きしました。事務をやっているばかりになり、私たち障害者に寄り添うということはしてもらえていないのではないかとつくづく思いました。 事務に忙殺されるということにはなってほしくないな、という希望的意見です。
委員長	ありがとうございます。本当にそうですね。 難しいことかと思いますが、今のご意見に対して何かございますでしょうか。
参加者	委員長のご指名をいただきましたので、ご発言させていただきます。 介護保険制度と異なり、相談支援専門員の数が大変少なく、メインの業務になっている計画作成に忙殺されており、委員の言われるような、個別のケース一つずつ対応していくということが大変厳しい状況であります。 通所施設であれば、職員の配置基準が法令で定められておりますが、相談支援専門員の配置基準は国の定めがありませんので、市町村ごとで温度差が大変激しい中で運用している形になっています。 委員のいわれるとおりの対応をしていきたいとは考えており、それに向けて動いてはいるものの、サービス利用希望者が年々増加し、セルフプランをなるべく避けるためにも、利用のために必要となる計画作成を行っています。そのあたりは今後、行政とも相談しながら対応できるところからやっていきたいと考えております。 評価シートの中に「燃え尽き症候群」との記載がありましたが、夜遅くまで業務に取り組んでいるというのは事実ですので、どこに重点を置いてやっていくのか、検討していきたいと思います。
委員長	ありがとうございました。本当に大事なことであり、私も資料を確認する中で大変なことになっているなと感じました。 次年度における取り組みとして、相談員同士の関係を構築して相談しやすい環境の整備等が挙げられており、協議会からも意見が出されております。次年度以降も改善のための工夫をしながら取り組んでいく必要があるかと思います。 これに関してのご質問、あるいはそれ以外のご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	中間評価とは少しずれますが、成果目標①は福祉施設から地域生活への移行というところですが、反対に在宅での生活からグループホームや入所施設への移行を希望している待機者の把握ができていくかどうかをお聞きしたいです。
事務局	入所待機者について、具体的な数の把握はしておりません。ご希望等があれば、基幹相談支援センターと連携して、受け入れ先を探していくという対応をしております。

委員	恐らく、相談員に確認すればおおよその人数の把握が出来ると思いますので、それを把握し、次期計画作成時に反映させていただくと、実情に合った計画になるかと思います。ぜひよろしくお願いいたします。
委員	自分のところの施設では、待機者のリストを作成して空床が出たらその中から次の入所者を決めるという形をとっていますが、中々入所者が決まらない実情があります。 というのも、子離れできていない親御さんが多く、一旦入所したとしても様々な理由をつけて退所してしまう人や、10年くらい前から待機者リストに登録している方でも、「まだ早い」と言って断られるケースもあります。 議題からは逸れてしまうかもしれませんが、こういう事例もあります。
委員長	ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。
委員	「障害児支援の提供体制の整備等」について、次年度における取り組みの中で、医療的ケア児等コーディネーターを増やすための働きかけを検討していきたいという事ですが、具体的にはどのようなことをお考えなのでしょう。 また、重症心身障害児の支援事業所については、児童発達支援・放課後等デイサービス共に目標値と同数の事業所が開所しているということですが、この数で足りているという認識なのかどうかをお聞きしたいです。
事務局	1つ目のご質問については、相談員が不足している現状ではございますが、児童担当の相談員だけではなく、18歳以上を担当する相談員にコーディネーターとしての役割を担っていただくよう、働きかけを検討していきたいと考えております。 2つ目のご質問については、市内の事業所数を計上しているものであります。目標値と同数の開所となっておりますが、市外の事業所を利用している方もおり、市内の事業所だけで充足しているとは言えないと考えております。
委員	また、全体的に見込値を実績値が上回っていたり、達成したりしているところが6年度時点ではありますが、7年度以降の見込値が同数のところについて、修正等されるのでしょうか。
事務局	本計画は8年度末までの計画であり、既に現時点で達成している項目もございますが、年度ごとの評価時点で未達成となる可能性もあるため、見込値の修正については予定しておりません。次期計画策定時には、本計画期間中の伸び率等を踏まえた目標値の設定をしていきたいと考えております。
委員長	ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。
委員	成果目標③の中にある「強度行動障害」の定義についてお聞きしたいです。
事務局	障害支援区分の認定調査項目の中に行動関連項目というものがいくつかありまして、その行動関連項目の合計点数が10点以上の方という定義になっております。
委員	昨日の報道番組で、重度知的障害の44歳の子供を殺害した78歳父親の裁判に関する報道がされていまして。 この障害者は、恐らくこの強度行動障害者に該当するかと思うのですが、瀬戸市には長期入所できる施設が具体的に一つあるという理解でよろしいでしょうか。 また、整備される計画があるのか、お聞きしたいです。
事務局	強度行動障害の方が長期入居できるような専門的な施設につきましては、市内にはございません。 強度行動障害者の受け入れ先が不足しているというのは事実ですので、そういった方への支援体制の整備については、本市単独では中々難しいと考えており、尾張東部圏域の他市町と連携し、当事者の方の支援ニーズの把握に努めたいというところで、次年度以降の取り組みとして上げさせていただいているところでございます。
委員	具体的な調査方法等について教えてください。
事務局	具体的な方法等については今後検討していく予定であります。 対象者の抽出は可能であるため、ご本人やご家族のお話を聞きながら、今後の支援体制の整備について努めていきたいと考えております。

委員	期待していますので、よろしくお願いします。
アドバイザー	今のご質問について、少し補足させていただきます。 強度行動障害というのは診断名ではなく俗称であり、知的障害や発達障害の方々と、激しい自傷行為・他害行為があることをもって呼ばれています。 強度行動障害者の方については、本人の育て方を指摘されることが多くありますが、そうではなく、子供のころに上手くコミュニケーションが取れないがために、激しい自傷・他害に繋がってしまうという方が多いです。 根本的に直すことは困難ですが、予防ができないかということそうではありません。幼少期から手厚い支援を受けていれば、そのような状態になりづらいというところはあると思いますが、そのためには福祉だけでなく、医療やリハビリ等が必須となります。 また、圏域内において、障害支援区分の認定調査において現状があまり反映されず、区分が低く出てしまうというケースもあると聞いています。そういう状態の方こそ、かなり手厚い支援をする必要があるので、サービス提供体制のほか、医療を含めてあらゆる手段を講じなければならないと思っております。 また、受け入れ先の話もありましたが、株式会社恵の報道があった昨年7月以降、愛知県が主導でグループホームや入所施設に対して、受け入れ先の確保が可能かどうかの調査を行いました。空床数は合計で900ほどあるということが判明しましたが、どの施設も、強度行動障害者や医療的ケア児者の受け入れは難しいとの回答がありました。 相談員不足の話もありましたが、ヘルパーの人員不足も深刻で、ヘルパーの支援を受けながら一人暮らしをしようという時代ではなくなってきました。ここにいる方全員、サービスの提供者であります。受益者になる可能性も多分にあり、事業所や行政だけに任せるのではなく、当事者の方や市民の方々みんなで協力しないといけない時代になってきたのかなと思っております。
委員	結局、家族が大きな負担を抱えており、殺人事件まで起きてしまうという状況にあると思います。重く受け止めなければならないと思っております。
アドバイザー	障害福祉の業界において、どの事業所も人材が不足している現状があります。 株式会社恵の悪かった点は、人員数がいらないのにも関わらず、あたかも人がいるようにして運営していたということです。報酬のために、利用者を他地域から集めて、重度の方は手厚い支援を必要としているのに、人員がいない中で受け入れていたため、質の低い事業所がたくさん出来上がってしまった状況です。株式会社恵以外にも、大手の法人は同様の傾向があり、次年度から改善するための取組を国が行う予定です。 例えば相談員の業務として、相談を受ける相談支援の部分、サービスの調整をするマネジメント部分、委員の発言にもありました当事者の活動を応援するような地域での取り組みと、最後に事務があると思いますが、この中で重視すべきは前者3つだと思いますが、事務負担が仕事の半分以上を占める現状があり、不正受給を行う事業所が増えるとともに事務が増えるという悪循環になってしまっています。 仕組み自体を変えない限りは人材自体が増えていかないため、現場でできることからどんどん変えていく必要があります。また、報酬が低すぎることもあるので、手厚くしていかない限りは人も増えないのかと思います。この課題は自分事として考えていかなければならないと思っております。
委員長	ありがとうございました。 今回、初年度の中間評価に対してご協議いただきました。これから8年度末の目標に向けて、実績を積み上げていくところでございます。本日出たご意見はずっと蓄積されてきた課題であるかと思えます。仕組み自体の問題もあり、この場だけでは解決できるものではないかもしれませんが、改善に向けて動いていけたらと考えております。 相談員の支援体制については、アドバイザーも発言されたとおり、事務負担が増えているという現状の中、業務を取捨選択していくべきという協議会からの意見もありましたが、優先順位付けや取捨選択をしていく必要があるかと思えます。

委員長	取捨選択できない業務もあり、またそれを周囲に許容してもらう必要もありますが、相談員を頼りすぎてしまい、最終的にパンクしてしまうという悪循環に陥らないよう、行政だけでなく協議会全体として具体的な方策を検討する必要があるかと思います。 また、受入体制の整備も事業所任せではいけないというアドバイザーからのお話がありました。強度行動障害の方に関しても、手厚い支援が必要であるが漏れてしまいがちであるといったところも非常に貴重な助言だったと思います。 具体的な手立てについて、今後検討していければというふうに思います。 皆さまご協議ありがとうございました。評価内容について、いただいた意見を踏まえた修正等はございますでしょうか。
事務局	参考となるご意見ありがとうございました。修正というところまではいかないかと思いますが、次年度以降の取り組みにぜひ反映していきたいと思います。
委員長	それでは、本日ご協議いただいた内容を踏まえた評価結果とすることとして、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。
各委員	(全員挙手)
委員長	ありがとうございます。 皆さまからの挙手をいただきましたので、承認とさせていただきます。 事務局におかれましては、よりよい取り組みが出来るよう、関係各所への働きかけ等をよろしくお願いいたします。 それでは、次第1については終了といたします。
2 報告事項 (1) 瀬戸市障害者地域自立支援協議会の活動報告について【資料2】	
委員長	続きまして、次第2の報告事項に移ります。 (1)瀬戸市障害者地域自立支援協議会の活動報告について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(報告)
委員長	ありがとうございました。たくさんの方々の関わりや、地域の方とも協働しつつ活動されている様子を報告いただきました。また、専門部会や運営会議について活動報告もされました。今の点に関しましてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 実際に活動に関わられたり、参加されたりした方からの感想や、改善に向けたご意見等もあればと思いますがいかがでしょう。
各委員	(意見・質問なし)
委員長	運営会議や専門部会での活動内容を、各部会で共有していただき、次年度以降も引き続き課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。 専門部会に関しては、開催頻度にばらつきがあるというご説明がありましたけれども、次年度はぜひ改善していただき、積極的に開催をしていただきたいと思います。
(2) 瀬戸市障害者相談支援センター実績報告について【資料3】	
委員長	続きまして、(2)瀬戸市障害者相談支援センター実績報告について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(報告)
委員長	ありがとうございました。令和7年3月末までの確定値は次回委員会で報告されることで、今回は6年12月までの速報値としてご報告いただきました。 ただいまの報告に対して、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
各委員	(意見・質問なし)
委員長	相談件数が年々増加し、新規の相談件数も増えていて、また相談内容も多種多様になっていると、毎年の報告を聞いて感じております。相談員の方の負担もどんどん大きくなってきており、ご要望も多くいただいているのかなと思うところです。 引き続き関係機関が連携し、継続した支援をお願いできたらと思います。
(3) 障害者虐待関係報告について【資料4】	
委員長	続きまして、(3)障害者虐待関係報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局	(報告)
委員長	ありがとうございました。 ただいまの報告に対して、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
委員	「虐待」というワードに関してですが、全国的に精神科病院での虐待事案は枚挙にいとまがありません。瀬戸市内にも精神科病院がありますが、ホームページ等が無く実情が分かりません。市や保健所には定期的な監査の実施をお願いしたいと思います。 また、資料1－2]成果目標②のところに、長期入院患者数のデータがあります。これは瀬戸市内に限った数値ではないと思いますが、市内の精神科病院において認知症による入院患者の有無や入院期間について把握されているのでしょうか。認知症の方は精神科病院ではなく高齢者施設に移行してもらうのが良いかと思いますが。
事務局	病院監査につきましては、市には権限もないため今のところ予定はありません。当該病院については、院長先生に研修の講師を依頼したり、障害分野だけでなく同課の生活保護担当も相談に伺ったりと、定期的に訪問しております。病棟へは入れませんが、病院内の雰囲気や対応について見る機会があり、「見守っている」という体制はとれているかと思っています。当該病院にだけでなく、どの病院施設に対しても見守り体制は必要だと思っておりますので、今後もそのような対応をさせていただくというところでご理解いただきたいと思います。 認知症患者の生活の場については、担当課である高齢者福祉課と連携して適切に対応してまいりたいと思います。
委員	先ほど生活保護の話が出ましたが、生活保護受給者で入院されている方がおられるというのは非常に問題だと思います。地域に返すべきではないでしょうか。
事務局	その方の精神疾患の状態に応じて、病院や施設等の生活の場を考えるべきであり、生活保護の受給状況で区別すべきものではないと考えております。
アドバイザー	非常に良い意見ばかりでためになるな、と聞いておりました。 コロナ禍が明け、保健所において地域移行支援やにも包括に関する取り組みが再開されたところです。声を上げない限りは認知されないし、現場を見ることが出来ないと、今のように実態が分からないという話になるかと思っています。 法改正を踏まえ、精神科病院での対応が今までのように出来なくなりました。おかしい言い方をしますが、ひどく暴れている方をどのようにやさしく拘束するか、危害が及ばないように自分を守りながら相手を保護する方法を、現場で一生懸命模索しているという話を聞いております。 基幹相談支援センターにおいて、実績報告書に上がってこない活動を多くされていることを把握しています。同じように、精神科病院でもすごく苦勞されている現状があるけれど、それが社会や地域に反映されておらず、そこが問題であると思っています。 他の事業所での話もそうですが、ここにいる現場の方や行政の方はすごく一生懸命に取り組んでみえると思いますが、市民の方はそれをご存じありません。協議会として、「人もお金もない中でやることは不可能である」ということを何か言っても良いと思いますし、もっと協力してくださいということを伝えていかなければならないのかな、と思っています。
委員長	今のご意見は貴重なもので、「人もお金も無しにやれない」ということを協議会から市民の方に訴え、皆で支援体制を作っていくとか、理解を求めていくという動きは、今すぐには難しいかと思いますが、次年度以降の課題として残しておきたいと思います。
3 その他	
委員長	次第3その他について、事務局から何かございますでしょうか。
事務局	(令和7年4月からの組織改編における係名変更についての報告)
委員長	その他、皆さまから何かございますでしょうか。

アドバイザー	令和7年10月から開始する就労選択支援について、愛知県の地域アドバイザー会議でのお話を共有させていただきます。担当者からは、国から出ている通知以上の情報はないと言われましたが、現時点での県の考えをお聞きしましたのでお伝えします。 今後、相談支援と就労選択支援が両輪となってマネジメントを行い、就労においては就労選択支援というサービスを必ず通すというイメージになります。とても重要なサービスとなるため、事業所指定においては厳しい要件があり、またたくさんの方が利用するわけではないので、事業所数はそんなに多くなくても良いと考えているそうです。そこは現場との乖離があるように感じます。 また、地域格差が生まれないようにしたいとの思いがあり、あまりにも特定の地域に指定事業所が無いとなったら、市町村協力のもと、指定をとるように事業所に県が直接お願いをしていくという話も聞きました。 また、国の通知から、日中サービス支援型グループホームと同様に、協議会での評価対象となることが分かりました。 就労選択支援は、地域での中核的な就労をマネジメントする基幹的な立場として、重要な事業であることを皆様に認識していただければと思います。
委員長	最新の情報ありがとうございました。 その他、皆様よろしかったでしょうか。 何も無いようですので、それではこれもちまして、令和6年度第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会を終了といたします。 本日は長時間にわたりましてありがとうございました。来年度もどうぞよろしくお願いいたします。
閉 会	